

# 名古屋市教育委員会定例会

平成24年2月7日  
午後2時  
教育委員会室

## 議 案

- 第 5号議案 名古屋市教育基金条例の一部改正について
- 第 6号議案 名古屋市学校給食センター条例の廃止について
- 第 7号議案 名古屋市博物館条例等の一部改正について
- 第 8号議案 名古屋市図書館協議会条例の一部改正について
- 第 9号議案 名古屋市図書館条例の一部改正について
- 第10号議案 訴えの提起について
- 第11号議案 平成23年度補正予算について
- 第12号議案 契約の締結について
- 第13号議案 平成24年度当初予算について

## 出席者

三 林 久 美 委員長  
永 井 幸 代 委 員  
古 川 隆 委 員  
野 田 敦 敬 委 員  
服 部 はつ代 委 員  
伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員28名

(三林委員長)

ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。本日の議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 5 号議案から第 13 号議案まで非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会義規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 20 分閉会

# 名古屋市教育委員会定例会

平成24年2月7日  
午後2時  
教育委員会室

## 議 案

- 第 5号議案 名古屋市教育基金条例の一部改正について
- 第 6号議案 名古屋市学校給食センター条例の廃止について
- 第 7号議案 名古屋市博物館条例等の一部改正について
- 第 8号議案 名古屋市図書館協議会条例の一部改正について
- 第 9号議案 名古屋市図書館条例の一部改正について
- 第10号議案 訴えの提起について
- 第11号議案 平成23年度補正予算について
- 第12号議案 契約の締結について
- 第13号議案 平成24年度当初予算について

## 出席者

三 林 久 美 委員長  
永 井 幸 代 委 員  
古 川 隆 委 員  
野 田 敦 敬 委 員  
服 部 はつ代 委 員  
伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員28名

(三林委員長)

それでは、第5号議案「名古屋市教育基金条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第 5号議案「名古屋市教育基金条例の一部改正について」をご説明いたします。  
本市では、教育事業の資金に充てるため、名古屋市教育基金を設置し、その運用益等は、教育環境の充実や子どもたちの教育の振興などに役立てています。  
これまで教育基金には、教育事業の推進のためにいただいた寄附金を積み立て

てまいりましたが、この度、一般会計から基金会計への資金の移動ができるよう、寄附金に加えまして、「市長が必要と認めた額」を積立てができるように改正を行うものです。

この改正は、旧六反小学校の土地及び建物を、不登校生徒対策のため、平成24年度から学校法人国際学園に有償貸与することに伴い、必要となったものです。国の補助金を受けて取得した学校施設を、補助金の交付の目的に反して使用するなどの場合には、文部科学大臣の承認が必要であり、原則として、残存価額にみあう補助金相当額を、国庫に返還することとされております。

旧六反小学校の有償貸与は、本来は補助金の返還事由に該当しますが、文部科学省との協議により、国庫に返還すべき額以上の金額（5,630,478円）を、本市の学校の施設整備に要する経費に充てることを目的に、基金に積み立てることを条件に、返還を免除されることになりました。

説明は以上です。

（三林委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第5号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めてよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（三林委員長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第6号議案「名古屋市学校給食センター条例の廃止について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（太田総務課長）

第6号議案「名古屋市学校給食センター条例の廃止について」をご説明いたします。

学校給食センターは、中学校スクールランチの調理業務3校分を主たる業務とする教育機関です。

センターの敷地については、来年度、隣接した旧若松寮（児童養護施設）や旧市立保育短大の敷地とあわせ、周辺地域一体での売却が予定されており、これを機に「学校給食センター」を廃止し、調理業務を民間調理場に業務委託して、経費の削減を図ろうとするものです。

なお、栄養管理、衛生管理などの調理業務以外の業務は、学校保健課に移管し、南区のスポーツ振興会館に分室を設置して、その機能を移転します。

説明は以上です。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第6号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第7号議案「名古屋市博物館条例等の一部改正について」及び第8号議案「名古屋市図書館協議会条例の一部改正について」は関連議案ですので、一括して議案といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第7号議案「名古屋市博物館条例等の一部改正について」と、第8号議案「名古屋市図書館協議会条例の一部改正について」は、内容が重複しますので、一括してご説明いたします。

これまで、博物館協議会、美術館協議会、科学館協議会、図書館協議会の委員の委嘱の基準は「博物館法」又は「図書館法」に定められておりましたが、この度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によりこれらの法律が一部改正され、協議会の委員の委嘱の基準を条例で定める必要が生じたことから、関係の条例について、規定の整備を行うものでございます。

条例で委嘱の基準を定めるに当たっては、文部科学省令に示された基準を参酌し、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」を基準とするものです。

説明は以上です。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

これは基準はそのまま同じということですね。

(太田総務課長)

はい。

(三林委員長)

他にご意見もないようですので、第7号議案及び第8号議案につきましては、原

案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第9号議案「名古屋市図書館条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第9号議案「名古屋市図書館条例の一部改正について」をご説明いたします。

改正内容は、名古屋市志段味図書館の管理について、民間事業者のノウハウ等を活用しながら市民サービスの向上と経費の節減を図るため、指定管理者制度を試行導入するものでございます。これに伴いまして、指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲など指定管理者制度の導入に必要な事項を規定します。

なお、24年度は指定管理者の公募、選定を行いますので、施行日は、平成25年4月1日でございます。

説明は以上です。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第9号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第10号議案「訴えの提起について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第10号議案「訴えの提起について」をご説明いたします。

これは、市有地を権原なく占有している者に対して、当該土地上の家屋の収去及び当該土地の明渡しなどを求めるものです。

本件土地は、本市が昭和19年に売買により取得し、登記した市有地ですが、旧所有者からの明渡しを受けないまま終戦となり、現在も旧所有者の名義の家屋等

2棟が残り、不法占拠の状態が継続しています。

これまで家屋の収去及び土地の明渡しについて、占有者との交渉を継続してきましたが、従前の話合いでは解決をみななかったことから、訴訟を提起して、解決を図ろうとするものです。

なお、本件土地を占有している家屋の所有名義人らは、既に死亡しているため、本件訴訟は旧所有者らの相続人に対して提起します。

また、参考に本件土地の略図を附させていただきましたので、併せてご覧ください。

説明は以上です。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(古川委員)

これは、教育委員会とどういう関係があるのですか。

(久田学校整備課長)

もともとこの土地は太田方面小学校の学校予定地として名古屋市が買収をしていた土地の一画ということで、教育委員会が管轄しています。

(古川委員)

そうすると市の持っているものは、どこかの局に関するものはそこが所有権を主張できるということですか。

(久田学校整備課長)

そうでございます。

(伊藤教育長)

もうちょっと丁寧に教えてください。

(太田総務課長)

名古屋市では財産の管理はそれぞれ所管局が行っております。教育委員会の事業用地については、教育委員会が所管し、管理をしています。

(古川委員)

所管しているところが、こういうことを行う、ということですね。わかりました。

(三林委員長)

他にご意見もないようですので、第10号議案につきましては、原案どおりご異

議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第11号議案「平成23年度補正予算ついて」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小山企画経理課長)

第11号議案「平成23年度補正予算について」説明させていただきます。

予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、議案を提出するものでございます。

2枚目の「2月補正予算の概要」をご覧ください。

今回の補正予算は、国から、「平成24年度は、東日本大震災を受けて、耐震化事業を優先するので、大規模改造事業等の採択は厳しい状況のため、平成23年度予算への積極的な前倒しについて」要請されたことを踏まえ、すでに平成24年度当初予算要求を行っていた「校舎等の大規模改造」、「校舎の窓ガラス飛散防止対策」及び「運動場の改修」について、国の補助を受けて平成23年度補正予算での前倒し実施を行うものでございます。

事業内容でございますが、まず、(1)校舎等の大規模改造といたしまして、昭和55年度以前に建設され、大規模改造が未実施の小・中学校の校舎等約40万㎡のうち、今回は、平成23年度に設計を実施した約5万2千㎡につきまして、老朽化した屋上・外壁・内装等の一体的な機能回復工事を行うものでございます。恐れ入りますが、3枚目の参考資料をご覧ください。

「小・中学校の大規模改造」につきましては、「1 全体計画及び第4次計画の進捗状況」に掲げましたように、原則築20年程度で大規模改造事業を実施してまいりましたが、平成8年度から平成19年度にかけて耐震化を最優先に進めてきたため、計画が遅延しており、昭和51年度から昭和55年度に建設された第4次計画の約50万㎡につきましては、すでに築30年以上となっており、早期の実施が必要となっております。

これまでに、第4次計画の約50万㎡のうち、約10万㎡は実施されておりますが、未実施となっているものがまだ約40万㎡残っておりますので、大規模改造事業を早急に実施するため、青色で表示しております平成23年度当初予算で措置されました約5万2千㎡の設計に引き続く工事費につきまして、今回の2月補正予算で対応するものでございます。

また、緑色で表示しております新たな5万㎡の設計につきましても、平成24年度当初予算で認められておりますので、赤色で表示しております第4次計画の残



りの設計約30万㎡及び工事約35万㎡も含めまして、計画的かつ早期に実施してまいりたいと考えております。

2枚目の資料にお戻りいただきまして、（2）校舎の窓ガラス飛散防止対策につきましましては、市民の安心・安全を確保するための震災対策の一環として、児童・生徒の安全確保と避難所となる学校施設の安全対策のため、校舎の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼り付けるものでございます。

すでに、平成23年度4月補正予算において、飛散防止対策が未実施の小・中・高等学校の体育館及び幼稚園園舎の窓ガラスに飛散防止対策を実施しておりますが、今回は、対策が未実施の小・中学校の校舎棟を対象に、大規模改造事業に併せて実施するものでございます。

また、（3）運動場の改修では、前回改修から20年を経過して、劣化状態が著しく、屋外教育活動に支障がある小・中学校6校の運動場について、必要な整備を実施するものでございます。

いずれの事項も、子どもたちに快適で安心・安全な学習環境を提供するものでございますが、年度内に整備を完了させることはできないことから、約40億円（39億9千6百万円余）を全額、繰越明許費として計上するものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

（三林委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（古川委員）

非常に初歩的なことなんですが、明許費というのはなんなんでしょうか。

（小山企画経理課長）

2月の補正予算ということで、平成23年度に予算をいただくわけですが、年度の縛りがございまして、3月31日までに完了できないということから、翌年度に繰り越して事業を実施するというので、予算を全額翌年度に使えるようにする、という仕組みのものでございます。

（古川委員）

そうすると、翌年度の予算にプラスして使えるという解釈でよろしいですか。

（小山企画経理課長）

その通りでございます。

（古川委員）

こうやってたくさん持っていれば、予算要求してたくさん貯めておけば、何かあった時に使えるんですね。貯金みたいなものですね。

(小山企画経理課長)

23年度の財源として国庫補助金を国からいただき、その一般財源につきましても、23年度の会計年度の中で財源措置されたものを、使うのは24年度、という仕組みでございます。プラスといえばプラス、ということでございます。

(古川委員)

こういうことは過去からよくやっているものなんですか。

(小山企画経理課長)

大規模改造事業については、今ご説明しました10万平米、これにつきましても21年度と22年度に同じように補正でやりまして、それを年度内で完了できませんので、こういう繰り越しという形で実施してきております。その際も国から補助金をいただいて実施しております。

(早瀬教育次長)

少し補足をさせていただきますと、学校の大規模な事業については国の補助金や市債などを財源としておりますけれども、以前は大規模改造事業についても国の当初予算で補助金がありました。しかし最近では、耐震にかかわる事業だけ当初予算で補助する、という考え方があるものですから、23年度の国の耐震化補助事業で残った予算を耐震以外の事業に使わせてもらう、ということです。名古屋市や仙台市は国の耐震の補助制度ができる前から耐震に着手しておりまして、ほとんど耐震化は終了しております。そういう自治体は大規模改造などをおさえて耐震化をしてきていますから、国に働きかけをしまして、そういう中で文科省からもこのようなやり方で、耐震化が済んでいる自治体にも、なんらかの形で国の補助金をいただけるようになりました。そのために、設計を済ませておかないと対応ができないので、我々も知恵を使いながら、補助金をいただけるようにやっているところでございます。

(三林委員長)

他にご意見もないようですので、第11号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第12号議案「契約の締結について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(久田学校整備課長)

第12号議案「契約の締結について」ご説明いたします。

この議案は、志段味東小学校改築の本体工事の請負契約にかかるものでございます。

志段味東小学校は、上志段味特定土地区画整理事業により、校地が整形化されることに伴い、全面改築を行うものでございます。

本体工事請負契約の締結については、2月市会に上程されるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、市長より教育委員会に意見が求められているものでございます。

契約事務は財政局により執り行われ、一般競争入札でご覧のと通りの事業者が選定、仮契約されております。

契約金額は10億7,940万円、校舎完成は平成25年8月15日の予定でございます。

お手元の資料の2ページ以降は、市長からの意見聴取依頼文と、参考資料として建設の概要及び図面を添付いたしております。

次に、改築の概要についてご説明いたします。

最終のページにA3の見開き資料がついています。現在の志段味東小学校は東西に長細い形になっていまして、右側に校舎、左側に運動場で、職員室から運動場が見渡せない状況です。またこの地域の児童数は増加していますが、増築するにも運動場しか増築する場所がなく、建物の建設年度も昭和41年と古い、といったこともあり、上志段味特定土地区画整理事業による校地の整形化に伴い、全面改築を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料1の1ページにお戻りください。

「2 改築までのスケジュール」でございます。

昨年度から平成23年9月まで設計を行い、平成24年3月から平成25年8月にかけて建設し、平成25年9月に新校舎の供用を開始いたします。供用開始後、平成26年3月まで旧校舎の取り壊し工事を行います。その後、土地区画整理事業による学校周辺工事の後、平成26年11月から平成27年3月にかけて運動場整備・外構工事を行ってまいります。

次に、「3 通学区域」をご覧いただきたいと存じます。

志段味東小学校の通学区域と、所在地をお示しいたしております。

資料の2ページをご覧ください。

「4 施設概要」でございます。「(1) 所在地」から「(5) 主な施設」まで、ご覧のとおりでございます。

資料の3ページをご覧ください。

「5 特色」では、新校舎の特色について掲げさせていただきました。

基本的に今までの新設校と同じように、雨水のトイレ洗浄水への利用や屋上緑化のほか、エレベーターの設置、などは整備する予定です。

この学校の一つの特色として、「みんなで集える空間づくり」としまして、南校舎棟・北校舎棟・体育館棟の3棟の中心点となる北校舎棟2階中央に多目的ス

ペースを整備し、校内のどこからでも集える空間を整備します。また、多目的スペースの上部を吹き抜けとし、明るく開放感のある空間とするとともに、校舎内の床や壁面に木材を多く利用し、校舎全体が温かみのある空間となるよう整備いたします。参考に資料の一番後ろに多目的スペースの図がついています。

次に、「環境への配慮」でございますが、雨水のトイレ洗浄水への利用、屋上緑化、自然採光に配慮し、多目的スペース上部にトップライトを設置するなど、ご覧のと通りの整備を行います。

次に、「人に優しい施設」としまして、エレベーターの設置、体育室および特別活動室近辺に多機能トイレを設置するほか、校内の段差解消を図るとともに、スロープ・手すりを設置いたします。

次に、「児童の安全対策」としまして、防犯カメラの設置など、ご覧のと通りの整備を行います。

最後に、「施設配置」でございますが、採光を考慮し、すべての普通教室を南に面する位置に設けます。また、図書室・視聴覚室・コンピューター室をメディアセンターとして一体整備し、調べ学習などが容易に行えるように整備するほか、ご覧のと通りの内容となっております。

資料の４ページをご覧くださいと存じます

「６ 図面」のうち、「（１）配置図」を掲げさせていただきました。

以降、５ページから７ページにかけては各階の平面図を掲げさせていただきましたのでご覧くださいと存じます。

防災上の配慮といたしまして、体育館棟が２階建てで、１階に避難者支援室を設けたり、１階、２階に多機能トイレを設ける、といった避難所として校舎棟と切り離して避難所として機能できる造りになっています。

資料の８ページは「７ 完成予想図」でございます。

（１）は全体の鳥瞰図、（２）は多目的スペースの図を掲げさせていただきましたのでご覧くださいと存じます。

説明は以上です。

（三林委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

（永井委員）

ここで新しく改修されると、収容できる生徒数は増えるのですか。

（久田学校整備課長）

２５クラスを当初つくり、将来的には増築スペースもあり３０クラス収容できる予定です。

（古川委員）

総額２１億という多大なお金をかけてやるので、その１０億について私たちが

議決をするのですが、以前笹島小中学校を見学させていただきました。私の聞く範囲では、非常に贅沢なつくりだという批判の声が多く入っています。校長室のいすが総革張りですごいな、という声もあります。私たちはこれを承認することによって、三林委員長がいる時に、これだけの施設を承認したことになるのです。前回笹島小中学校のことを踏まえて、十分にこの20億が極力無駄や贅沢なものにまわらないようにしていただきたい。私たちが最後まで精査することはできませんので、中身については担当の方が十分精査をされて、本当に教育に有効なものに十分お金をかける、でもそうではないものについてはきちんと今の名古屋、日本全体の情勢を踏まえた上で、完成した時に私たちが見たときに、「なんでこんな豪華なことにお金を使ったのか。」ということのないように、十分に中身を精査して費用を本来の教育の費用のために使っていただきたい。これは必ず文書として残しておいていただきたいと思います。

(野田委員)

これは旧校舎と新校舎の位置が違いますので、プレハブではなく、子どもたちの教育環境は保たれたまま工事が進み、25年9月に向けて引っ越しをする、という予定でよろしいのでしょうか。

(久田学校整備課長)

その通りでございます。運動場につきましては、学校の北西に借地をいたしまして、利用します。

(野田委員)

工事による教育への支障は最小限に抑えられる、ということですね。

(三林委員長)

他にご意見はございますでしょうか。

私も古川委員のご指摘は非常に大切なことだと思っております。21億が高いか安いのか、ということは私たちには判断しかねるところがございますので、本当に子ども達のために有用に施設を作っていただきたいと切に思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第12号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第13号議案「平成24年度当初予算について」を議題といたしますの

で、事務局の説明をお願いします。

(小山企画経理課長)

第13号議案「平成24年度当初予算について」説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。「平成24年度当初予算の概要」について説明いたします。

「1 予算総額及び前年度予算比較」でございますが、平成24年度の教育委員会所管の歳出予算額は、617億1,400万円余でございます。本市の平成24年度一般会計予算総額1兆287億7,700万円に占める教育予算の割合は、6.0%となっております。

また、教育予算を平成23年度当初予算と比較いたしますと、51億1,300万円余、7.7%の減となっております。教育予算が減額となった主な理由といたしましては、本年4月に開校いたします「下志段味小学校の新設工事」や「科学館屋外展示等の整備」などの大規模建設事業が終了することによるものでございます。

しかしながら、参考の表にもございますように、2月補正予算への前倒し事項の約40億円を平成24年度当初予算額に含めて比較いたしますと、11億1,700万円余、1.7%の減となり、一般会計の減額率2.0%を下回るとともに、一般会計予算に占める割合も23年度と同じ6.4%となります。

次に、「2局重要事項」につきまして、ご説明いたします。

4つの柱の下に、新規・拡充事業等の局重要事項を掲げております。

最初の「学校教育活動の根幹的な予算である標準運営費、学校光熱水費及びマイスクールプラン」につきましては、いずれも下志段味小学校1校分の予算を増額し、前年度予算と同額以上を確保いたしております。

恐れ入りますが、1番最後の資料の15ページをご覧ください。参考資料といたしまして、標準運営費、マイスクールプラン及び学校光熱水費の内容等につきまして、お示しいたしております。

「1の標準運営費」とは、各教科等の教育活動及び学校の維持管理等に要する経費でございます。1校当りの予算額は、小学校で約1,000万円、中学校で約1,500万円となっております。

この経費は、教育委員会から各学校に配当され、学校長の裁量のもとに、執行できる経費でございます。

具体的な執行事例としましては、文具・画用紙等の事務用品、理科実験器具及びボール等の体育用品や学校施設の簡易な修繕等があげられます。

また、標準運営費につきましては、今年度開設いたしました学校事務支援センターによる一括購入等を実施することで、経費節減を図っております。

次の「2マイスクールプラン」とは、総合的な学習の時間を中心に、施設に出かけたり、講師や劇団を招いたりして、様々な体験活動や既存の教科の枠を超えた学習を行うなど、特色ある教育活動や学校づくりを標準運営費と同様に、学校長の裁量で計画し、経費を執行するものでございます。

1校当りの予算額は、小学校で約120万円、中学校で約150万円となっております。

施設入場料や講師謝金などが対象となっております。

「3 光熱水費」につきましては、1 校当りの予算額は、小学校で約910万円、中学校で約780万円となっておりますが、平成22年度に中学校、平成23年度には小学校において、電力入札を実施しており、経費節減に努めているところでございます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。

局重要事項の1 番下の「学校教育の今日的な課題への対応及び学校教育の充実に向けた取り組みの強化」といたしましては、新規事業として、「名古屋港スタディーツアー」を実施いたします。郷土に対する理解を深めるため、小学校4 年生を対象として、海上からの名古屋港見学を実施するものです。

23年度から実施している発達障害のある幼児・児童・生徒の介助等を行うための「発達障害対応支援員の配置」につきましては、16校から32校へ拡充いたします。

「日本語指導が必要な児童・生徒の支援」といたしまして、日常言語を習得するための「初期日本語集中教室」を1 教室から2 教室へと拡充するとともに、学校生活への適応を支援する母語学習協力員を11人から14人へ拡充いたします。

2 ページをご覧ください。

より多くの不登校児童・生徒が学校復帰できるように、「不登校対策の充実に向けた基本構想の検討調査」を実施いたします。

不登校児童・生徒などへ対応するための「学習支援講師の配置」につきましては、180校から194校へ拡充いたします。

「小・中・特別支援学校での防災教育」としましては、児童・生徒の防災意識を高め、家庭と連携した防災教育を推進するため、防災ノート等を作成いたします。

児童・生徒の「国語力向上の推進」といたしまして、新たにシンポジウムを開催するとともに、読書ノートを作成・配布し、読書活動等を推進してまいります。

高等学校では、「魅力ある市立高等学校づくりに向けての基本計画を策定」するとともに、理数教育推進校を指定することで、市立高等学校全体の「理数教育の充実」に努めてまいります。

また、経済的理由により、修学困難な生徒に対する「高等学校入学準備金の貸与」につきましては、現下の厳しい経済情勢も踏まえ、貸与者数を220人から300人へと大幅に拡充いたしております。

「市立幼稚園における預かり保育の実施」としましては、子育て支援の充実等のため、実施園数を5 園から11園へ拡充するとともに、預かり保育の時間を2 時間から3 時間へ拡大いたします。

次に、「安全・快適な教育環境の整備及び防災対策の充実に向けた予算の増額」でございます。

まず、新規事業といたしまして、小・中学校の学習環境の充実を図るため、「普通教室の冷房化に向けた調査」を実施いたします。

「中学校（守山区）新設の設計」としましては、志段味中学校が平成28年度

には、31学級以上の過大規模校となることが見込まれるため、分離新設校建設の設計を実施するものでございます。

「小学校の津波避難ビル指定に向けた調査」につきましては、津波避難ビルの指定を受けていない港区と南区の小学校15校において、指定に必要な整備内容の調査を実施するものでございます。

次に、拡充事項として、「学校のリニューアル改修の調査・設計」は、築40年程度の学校施設を対象に、内外装の改修、設備機器の更新等を行うリニューアル改修を試行的に実施するための調査・研究でございます。

児童が教室間を円滑に移動するため、「小学校の肢体不自由学級設置校にエレベーターを整備」するとともに、普通学級に肢体不自由児が就学する小学校において、ストレッチャー対応型のエレベーターを設置するための設計を実施いたします。

「学校の窓ガラス飛散防止対策工事の設計」は、2月補正予算とは別に、「校舎等の大規模改造の設計」にあわせて、実施するものでございます。

次に、「生涯学習・スポーツ・文化関連予算の確保」でございます。

「瑞穂図書館移転改築の設計変更」につきましては、文化小劇場との合築ということもあり、事業がストップしておりましたが、24年度は建築基準法施行令の改正等に伴う設計内容の変更を実施してまいります。

「瑞穂公園ラグビー場大型映像装置の設置」は、施設機能の向上のため、電光表示装置に更新するものでございます。

「芸術と科学の杜」につきましては、白川公園一帯のまちの賑わいを創出するため、美術館、科学館及び周辺施設が連携した事業を実施するものでございます。

続きまして、「3主な見直し事項」でございます。

財政局から示されました通常枠予算の圧縮額約17億円への対応といたしましては、不用土地の売却など歳入の確保で約9億円、内部事務の見直しなど歳出の削減で約8億円となっております。また、職員定数につきましても、80名の大幅な削減を行っております。主な見直し事項につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

次に、「4主な予算未計上の事項」でございます。

「学校給食費の公会計化」始め4事項につきましては、教育委員会として、市長復活要求まで行いましたが、施策の優先度や緊急性等の観点から予算未計上とされております。

3ページをお願いいたします。

歳出予算の科目別の主な増減理由についてご説明いたします。右側の「増減理由欄」に主な増減理由の説明を掲げてございます。

「第1項 教育総務費」は、4,700万円余の増となっております。

「第3目 教育指導費」におきまして、減額となっておりますが、これは、英語活動・外国語活動アシスタントの派遣や児童・生徒指導支援講師の配置を見直したことによるもので、その一方で、学習支援講師の配置や日本語指導が必要な児童・生徒のための学習協力員の配置増などへ予算をシフトしております。



また、「第5目 教育奨励費」におきましては、高等学校入学準備金の貸与者数の増や要保護・準要保護児童・生徒に対する就学援助費の対象者数の増などにより、6,800万円余の増となっております。

「第2項 小学校費」は、21億2,700万円余の減となっております。

これは主に、下志段味小学校の建設が終了することによるものでございます。

「第3項 中学校費」は、23億3,700万円余の減となっております。

これは主に、神丘中学校の改築経費の減によるものでございます。

「第4項 高等学校費」の1億4,200万円余の増は、主に人件費（退職手当）の増によるものでございます。

4ページをご覧ください。

「第5項 幼稚園費」でございしますが、人件費（退職手当）の減等により1,900万円余の減となっております。

「第6項 特別支援学校費」の1,400万円余の増は、主に天白養護学校を含む植田山公所整備にかかる測量経費等の増によるものでございます。

「第8項 私学振興費」の2,400万円余の減は、主に愛知県からの全額補助による私立幼稚園への空気清浄機貸出事業が終了したことによるものでございます。

「第9項 生涯学習費」につきましては、9億2,100万円余の減となっております。

「第1目 生涯学習推進費」は、生涯学習センター係長16名及び図書館司書15名などの職員定数の削減により、2億4,400万円余の減となっております。

「第2目 生涯学習施設費」の増は、主に生涯学習センター係長の削減に伴う嘱託関係費の増、「第3目 図書館費」の増も、主に図書館司書の見直しに伴う窓口業務委託費の増によるものでございます。

「第7目 生涯学習施設整備費」の減は、主に科学館屋外展示等の整備の終了によるものでございます。

「第10項 体育振興費」の1億1,100万円余の増は、瑞穂公園北陸上競技場の改修費の増等によるものでございます。

5ページをご覧ください。「主な施策一覧」でございます。

新規・拡充事項につきましては、すでにご説明させていただきましたので、それ以外の主要な事項につきまして、説明いたします。

「幼児教育」のうち、上から4番目の事項「学校運営サポーター」につきましては、1園当りの派遣回数を小・中学校と同じ100回まで拡大いたします。

その下の「園庭の芝生化」につきましては、引き続き、1園において整備してまいります。

次に、「小中学校教育の学校運営費」のうち、上から4番目の「学習指導要領改訂への対応」につきましては、中学校理科実験器具を購入いたします。

その下の「小学校1・2年生での30人学級の実施」につきましては、外部評価の市民判定でも継続であり、24年度も引き続き実施してまいります。

6ページをご覧ください。

「小中学校教育の児童生徒指導」のうち、上から2番目の「学習支援講師の配

置」につきましては、基礎学習講座講師と発展学習講座講師を新たに学習指導支援講師として統合するとともに、不登校対応支援講師を拡充することで、非常勤講師の配置校数は180校から194校へと拡大いたします。

上から8番目の「学校現場における外部人材の活用（キャリア・マイスター）」につきましては、これまでの単独校または複数校への長期的配置に加え、新たに複数校への巡回形式による短期的配置も実施してまいります。

7ページをご覧ください。

「小中学校教育のうち施設整備」でございます。

上から2番目の「志段味東小学校の移転改築」につきましては、平成25年9月の新校舎供用開始に向けて、引き続き、改築工事を進めてまいります。

上から5番目の「学校用地の取得」につきましては、志段味東小学校等の用地取得について進めてまいります。

1番下の「学校における緑のカーテン事業」につきましては、小・中学校10校に緑のカーテンを設置することで、校舎の温度上昇の抑制が図られることの体験を通して、環境教育の充実を図ってまいります。

次に、「高等学校教育」でございます。

上から6番目の「学習指導要領改訂への対応」につきましては、新学習指導要領の理科・数学の先行実施に伴い必要となる理科実験器具等及び教師用の教科書・指導書を購入いたします。

8ページをご覧ください。「特別支援教育」でございます。

学校運営費、光熱水費及びマイスクールプランにつきましては、厳しい財政状況の中、前年度予算と同額を確保いたしております。

次に、「防災対策」でございます。

上から4番目の「小学校の耐震改修」につきましては、建物強度確認調査の結果、耐震性が不十分と判断された小学校1校の校舎について、耐震改修工事を実施いたします。

その下の「図書館の耐震改修」につきましては、対策が必要とされた天白図書館について、耐震改修工事を実施いたします。

9ページをご覧ください。「生涯学習」でございます。

上から2番目の「図書館図書の購入」につきましては、前年度予算と同額を確保いたしております。

上から5番目の「部活動顧問派遣事業」及びその下の「部活動外部指導者派遣事業」につきましても、前年度予算と同額以上を確保いたしております。

次に、「生涯スポーツ」でございます。

1番上の「マラソンフェスティバル」につきましては、平成25年3月に実施される大会の実行委員会への共催負担金でございます。

上から5番目と6番目の「志段味スポーツランドの整備」につきましては、プール跡地における少年野球場の整備とテニスコートの改修を進めてまいります。

10ページをご覧ください。「文化」でございます。

上から3番目の「博物館における三河関連展示事業」につきましては、すでに

市長と知事の共同記者会見が2月1日に実施されておりますが、愛知県との連携により、徳川家康の画像や長篠合戦図屏風など三河地方に関する常設展示を充実してまいります。

最後に、「その他」でございます。

上から2番目の「名古屋教育史の編さん」につきましては、平成22年度の写真集の発行に引き続き、平成24年度は、通史編の第1巻を発刊いたします。

11ページをご覧ください。「主な行財政改革の取り組み」でございます。

財政局から示されました通常予算の圧縮額17億円余への対応につきまして、事項ごとに取りまとめたものでございます。

「1 内部事務等の見直し」では、6億2千万円余の圧縮を図っております。

1番上の「児童・生徒指導支援講師の配置」につきましては、6ページで説明いたしました学習支援講師の拡充など、非常勤講師の再編に伴い、廃止するものでございます。

その下の「学校運営サポーター」につきましては、学習支援ボランティアなどと同額の1,000円へ見直しますが、1校当りの活用人数は年間100人を維持してまいります。

上から6番目の「総合体育館指定管理料」につきましては、公募選定結果による指定管理料の減によるものでございます。

1番下の「その他」の事項ですが、学校や施設の管理運営に係る委託料など、ここ数年の契約実績を勘案し、精査したものでございます。

次に、「2 事務事業の見直し」では、約3千万円の圧縮額となっております。

1番上の「英語活動・外国語活動アシスタント」につきましては、学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度に小学校5・6年生での外国語アシスタントの活用時間を年35時間に拡充したことを踏まえ、小学校1・2年生での英語活動アシスタントの活用を見直すものでございます。

次に、「3 公の施設等の見直し」では、9,200万円余の圧縮を図っております。

1番上の「学校給食センター」につきましては、中学校3校のスクールランチの調理業務を民間調理場へ委託するため、本年3月に廃止いたします。

その下の「楠学習センター」につきましては、施設の老朽化のため、代替施設である楠コミュニティセンターの整備後、本年3月に廃止いたします。

次の「スポーツセンター等9施設」におきましては、利用料金制度を本年4月に導入することにより、経費削減を図っております。

12ページをご覧ください。

「4 外郭団体に関する見直し」では、240万円余の圧縮額となっており、応募者数の減少等を勘案し、財団法人名古屋市教育スポーツ協会への洋上教室補助金を廃止いたしました。

次に、「5 歳入の確保」では、約9億円となっております。

1番上の「不用土地の売却」につきましては、尾張旭市にある旧若松寮跡地など計7ヵ所を売却するものでございます。

その下の「科学館観覧料収入の確保」につきましては、昨年3月の科学館新館

のオープンにより、観覧者数が大幅に増加していることによる収入の増でございます。

1 番下の「総合体育館におけるネーミングライツ」につきましては、厳しい社会経済情勢の中、平成24年度から5年間のネーミングライツ契約を更新するとともに、これまでと同額の年間1億2千6百万円の収入を確保いたしたものでございます。

次に、「6 定員の見直し」につきましては、定員管理計画を上回る見直しを実施することにより、7,500万円余の圧縮額を確保いたしております。

以上が、教育委員会としての「主な行財政改革の取り組み」でございます。経費の削減と歳入の確保を図ったところでございます。

続きまして、「使用料・手数料改定等」でございます。

「市立幼稚園の預かり保育」につきましては、本年4月からの本格実施に当たり、利用する人と利用しない人との負担の原則の公平性の観点から、利用料を新設いたします。

次に、「新規開設施設」でございます。

本年4月に、守山区に下志段味小学校を開校いたします。これにより、市立小学校は263校となります。

13ページをご覧ください。「職員定数」でございます。

職員定数につきましては、学校給食調理員の嘱託化を推進するなど、80人の定員削減を実施することにより、教育委員会の平成24年度職員定数は、2,854人となります。

なお、職員定数の詳細につきましては、後ほど組織改正と併せて別途報告をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。「債務負担行為」でございます。

債務負担行為とは、事業が複数年度にわたる場合、契約年度の翌年度以降における支出見込みの限度額をあらかじめ定めておくものでございます。

平成24年度予算におきまして、新たに債務を負担する事項は、「中学校の新設」、「東生涯学習センターの空調設備改修工事」及び「守山生涯学習センターの空調設備改修工事」の3件でございます。

また、「志段味東小学校の改築」と「守山スポーツセンターの建設・運営」につきましては、すでに債務負担行為として設定しているものでございまして、期間と限度額を、改めて掲げさせていただきました。

以上で、第13号議案の説明を終わりますが、当初予算及び2月補正予算案の公表は、2月13日の午後の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

これは予算関係でずっとやってきたことですが、市長査定の結果を受けて、これが最終、ということですのでよろしいですね。

(野田委員)

非常に厳しい予算のなか、継続、新規拡充で有意義な予算を組んでいただきました。今後のことも含め一つ言わせていただくと、学校給食費の公会計化の未計上が非常に残念です。給食担当の先生の負担は非常に大きいですし、そのために教材研究の時間や、子どもと向き合う時間がとられていますので、来年度以降、是非粘り強く予算獲得に向けてがんばっていただきたいです。

(三林委員長)

私も未計上の中で、緊急地震速報の導入が先送りになったのが気になりますので、もう少し詳しい説明と、とりあえずどういう風に地震警報が出たときに学校が対応していくのか、をお伺いしたいと思います。

(小山企画経理課長)

緊急地震速報の導入の予算が未計上になったことについてのご説明をいたします。今回全市的に消防局が学校だけでなく名古屋市内の公的施設にすべて導入する、ということでまとめて予算要求をしていました。導入施設の優先度の問題や、導入方式につきまして、もう少し経費のかからないような方法で検討ができないか、ということで、再検討ということになりました。

(太田総務課長)

予算がつきませんでしたので、今後も全市的に消防局が中心になってやろうということになっています。引き続き消防局で補正予算を組んでもやりたい、ということです。経費が少しかかりすぎる、ということですので、手法などを検討しながらできる限り早く入れていくしかないのかな、と思います。

教員が携帯を持っていれば速報は入りますが。

(三林委員長)

現状はどうなっているのですが。

(太田総務課長)

特に対応はありません。

(三林委員長)

地震だけでなく、こういう緊急の連絡事項はメールなど利用していましたか。

(太田総務課長)

地震ではなく、不審者情報を中心としたもの、学校行事の中止の連絡などをメールでしていますが、防災関係についてはありません。

(古川委員)

いろいろ言いたいことはありますが、野田委員と同じで、非常に限られた予算の中で、みなさんご苦勞されたことに感謝申し上げます。ただ、私がいつもお話をしているように、予算が今後増えることはほとんどありえない、とみなさんも考えていらっしゃると思います。私たちは年を取っていつてしまいますので、是非ここにいる若い人に、予算の使い方を将来にわたって考えていただきたいと思います。一つの例を申し上げます。私はこれをみてびっくりしましたが、14ページの債務負担行為で、守山スポーツセンターを作るのに総額いくらかかっているのでしょうか。

(坪井スポーツ施設担当主幹)

全体事業費としては、71億円で、そのうち建設費相当額は32億6千万円です。

(古川委員)

これは19年度の教育委員が議決したのだと思います。71億円を使って、毎年使う経費は年間1億円ではできないと思います。これは私たちが全部税金を使ってやっていけないといけません。

私から見れば、中身はわかりませんが、是非若い職員の方にこういう箱モノの大きなものに将来使っていくことが本当に名古屋の人のためになるのかどうか、論議していつてほしいと思います。教育ですからお金はかけた方がいいに決まっていますが、入ってくるお金は決まっています。学校の子どもたちのために充実をしていきたい、という気持ちは十分わかりますから、どれか削らないといけないわけです。そういう時にこういうものが本当にいいのかどうかという根本的な論議を是非若い世代の職員の方々に論議をしていただきたい。私はあきれてしまいます。「よくやるな、名古屋は。」と笑っている人がいるかもしれません。

(小山企画経理課長)

この守山スポーツセンターの経費の件でございますが、71億のうち、建設費が32億で、これは通常のスポーツセンターを作るより安くなっております。20年間の運営費を全部ひっくるめて、P F I 方式という形で、総合入札方式でやることにより、通常の建設よりも安くできています。建設費が全部ではなく、運営費20年分もまとめて計上しているものです。

(古川委員)

私が次に言いたいことは、今の話に関連しますが、我々がこれからまだできることは運営費をいかにコストがかからないようにするのか、ということです。ネーミングライツなど考えられるでしょうし、瑞穂競技場の電光掲示板も2億何千万かかかりますが、この下に、「サムスン」と入れたら1億寄付してもらえる、などある種のネーミングライツですね。というようなことを、私たち会社の経営では当たり前ですが、是非そういうこともみなさんで論議をして、いかに運営費

を安くするか、そういう考え方を持っていく時代だと思います。是非お願いします。

(三林委員長)

一般会計予算に占める6.4%というのが、23年度と24年度と同じですが、従来と変わらない数字なんですか。

(小山企画経理課長)

かなり前までさかのぼると、ここ数年は20年度予算の頃が7%でございましたので、そこから比べると1%ほど下がっています。もっとさかのぼりますと、教育予算がピークでありました頃の平成3年度頃に比べますと、このころは12%という数字もございます。これは今、生活保護費、健康福祉の関係で義務的経費がどんどん増えている、ということがあります。また、当時はスポーツセンター等の建設をたくさんやっていた時期でもございますので、そういった予算になっておりました。

(三林委員長)

一番基本的なところに関わる標準運営費のようなものは基本的には減っていない、ということですか。

(津坂学事課長)

標準運営費については平成19年以降は同額です。

(三林委員長)

それ以前はどうだったのでしょうか。

(津坂学事課長)

平成10年度くらいがピークでございまして、そのころに比べますと19年度までに一定の削減がありました。

(三林委員長)

子どもたちへの投資は将来に関わることでありますので、是非確保していきたいところですが、前年と同率、というのは成果かなと思います。

他にご意見もないようですので、第13号議案につきましては、原案どおりご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了しました。

教育委員会定例会を終了します。

午後 3 時 20 分閉会